

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.116

2004.4.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23<sup>rd</sup> Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : [iguchi@mx1.nisiq.net](mailto:iguchi@mx1.nisiq.net)

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

[iguchi@loxinfo.co.th](mailto:iguchi@loxinfo.co.th)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

( 5月のタイ祝祭日のお知らせ ) 3 , 5 , 7日 が祝祭日です。

( ホームページ更新のお知らせ )

弊社ホームページを4月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版)

<http://www.s-i-asia.com/news-JPN-updated.htm> 、を更新しました。ご高覧ください。

( 知的財産同窓会 ( I P A A ) の最近の活動及び予定 )

4月21日より23日まで第二回子供向けサマーキャンプをバンコクから車で2時間余りのナコンナーヨックにて開催し、37名の子供達が参加しました。また、本年度工業団地セミナーを5月27日より開催し、約20箇所を予定しています。このI P A A主催工業団地セミナー事業は、本年度をもって終了する予定です。同窓会総会が5月12日に開催予定、次期執行部及び本年予算実行計画が承認される予定です。 <http://www.ipaa.or.th>

~ 編集者より ~

知的財産同窓会(Intellectual Property Alumni Association, IPAA <http://www.ipaa.or.th>)が設立して4年目を迎えようとしている。さらに、「発明通信」(発明通信社発行)2002年6月に「東南アジアで民間協力の活性化を」と題して私が世論に呼び掛けてから2年を経とうとしている。知的財産同窓会では今年も4月に8歳から12歳までの子供達を中心に総勢37名が、

創造性教育のキャンプを2泊3日バンコク郊外で行った。年々関心が高まるのか40名を越える応募があったと聞く。すでに同窓会会員数は100名を超えようとしている。

ようやく民間団体らしい活動に漕ぎ着けたと自負しているが、知的財産の民間団体の育成が如何に難しいかを不平不満あるいは苦言に聞こえるかもしれないが、幾つかの観点から敢えて本稿においてお話ししておきたい。読者諸氏におかれてもNPO活動をされているご経験があれば、是非お知恵を拝借できればと思う次第である。

第一に民間団体の活動趣旨である。「知的財産の啓蒙普及」という目的の困難性である。他の圧力業界団体と違い、知的財産の啓蒙普及という目的は、ニーズが無い処から始まるのである。もっと分かりやすく言うと、例えばセミナーを開くとすると、補助金あるいは寄付金を受けるにあたり、「このセミナーはニーズがありますか。」「どの程度の人数の参加者ですか。」「参加者はどのような職業ですか。」恐らくこのような基本的質問が矢継ぎ早に飛んでくるのである。しかしながら、「ニーズなんてありません。」とでも答えようならば、資金は得られなくなるため止む無く「十分にニーズがあります。」と答えることにしているが、この知的財産に関する啓蒙普及セミナーについては、ニーズに答えるためのセミナーではなく、むしろ「聞かせるセミナー」とでもいうか、教育洗脳活動の一種であると考えている。もっと平たく言うと、子供に算数を教えるようなセミナーである。「この知識をもって将来に役立たせなければ駄目ですよ」というセミナーなのである。ここに大きな誤解がある。どうも世の中では「ニーズがあるからセミナーを行う」ということが正論らしいがこの分野に限り間違いである。

第二に民間団体の組織作りである。どの国の団体も立派な方を代表に置かれているのは言うまでもないが、問題はその下部組織及び事務局員の能力である。もちろんボランティアで集まる処もあるだろうが、事務局員は専任でなければとても活動らしい活動なぞ不可能に近い。この人選に誤ると組織は動かなくなる。資金繰りが難しい中で、有能な人材を専任として外から持ってくるには単純に公募だけしてもとても集まらない。そこで、人脈を駆使して人材を発掘する努力を関係者はしなければならない。時には人件費分を団体以外の組織や個人に依存することもあり得るのである。

第三に民間団体の設立資金作りである。この当初資金が言わば会社の資本金として、原資となって活動が始まる。しかしながら、タイのような国では欧米とは異なり設立資金作りで国や地方自治体の補助はない。従って全て手持ち資金を導入することとなる。また、活動拠点として当初、個人や法人の厚意で無料あるいは格安で事務所を構えることとなる。日本のNPOや知的財産の団体もそのような形態が多いのではなからうか。これも活動とともに常時会合を開設

できるだけ事務局形態を持つのが理想的である。

第四に活動費の捻出である。設立資金だけでは、直ぐに資金が底を着いてしまう。従って何か定常的に収入となる活動をしなければならない。知的財産分野で最も有効な定期収入源は「情報を定期的に発信すること」につきる。ニュースレターの発行、定期刊行物を発行することである。その折に、定期刊行物からの収入と、掲載広告収入が主な活動財源となっている。この他に臨時的にセミナー開催時の事務局管理費や子供向けのプログラムでの収入もある。当然、これらの活動費は透明な会計システムの上に成り立っているため、その監査や税金措置などの能力がある幹部や秘書を内部雇用して置かなければならない。

第五に日本政府から援助協力の難しさである。民間団体はあくまで当地の公共利益に資する活動を目的としている。そのため、日本政府の協力意図と齟齬する部分が当然生じることとなる。この齟齬が許容範囲であればよいが、民間団体には様々な会員がいるため同意を得るには時間と努力がかかる。もし日本政府との関係が悪くなれば、むしろ日本国民の国益も損なうことになりかねない。「日本」という旗を振り、自国国益のみを目的とするのであれば、民間団体を利用することは考えずに日本政府出先機関が主体的に行う方が日本国益のために理にかなう。現地団体との活動方針と日本政府との活動方針がぴったり一致した時のみ極めて有意義な協力が実現できるのである。日の丸の旗を掲げても大所高所から協力を行うというバランス感覚を持った「大人」の協力を望みたいものである。

このように民間団体を育成維持していくには、多くの要素が絡んでかつタイムリーな補助を得て初めて離陸できるのではなかろうかというのが、この3年間活動してきた私なりの結論でもある。最近、日本政府でも知的財産分野での途上国民間団体活動への援助協力が注目されてきていると聞く。方向性については大賛成だが、「金・人・物だけを注入すれば民間活動はできるのだ」と政策担当者は短絡視しがちとなりうる。実際の現場はそれほど単純ではないことをご考慮戴ければ有り難い。

～シンガポールのクロコダイルインターナショナル社が中国での商標裁判でラコステに勝訴～  
シンガポールのクロコダイルインターナショナル社(以下クロコダイル社)とフランスのラコステ社がワニのエンブレムを巡って争っていた裁判について、中国の上海第二中級人民法院は木曜、ラコステ社に対し、クロコダイル社の左側を向いたワニのロゴの侵害を停止するよう命ずる判決を下した。両社はワニのロゴを巡って長い間争いを続けて来た。ラコステ社は右向きのロゴについて、クロコダイル社は左向きのロゴについて合法的権利を持っていたが、1995年にラコステ社は中国で左向きのロゴについて商標登録を行った。今回の裁判はこの商標について行われたものである。

これについてラコステ社側は、法的防御策として商標登録をただけで、左向きのロゴを使用するつもりもなく実際に使用しなかったと述べている。今回の判決ではラコステ社に、クロコダイル社に対しての公的謝罪及び、賠償金1ドルと裁判費用1,000元の支払いを命じている。ラコステ社が北京での商標侵害について、クロコダイル社とその関係会社を北京第二中級人民法院に訴えた案件については、まだ審問が行われていない。シンガポールと他の東南アジアの4カ国では1983年に両社の間で和解が成立し、クロコダイル社は150万ドルの和解金でラコステ社が商標登録することを認めている。

(2004年3月27日、バンコクポスト、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールのクロコダイルインターナショナル社がラコステを再度提訴する計画～

シンガポールのクロコダイルインターナショナル社(以下クロコダイル社)の幹部は、同社がラコステ社を再び提訴する計画があることを明かした。しかし詳細については「ラコステは中国以外の他の国でもクロコダイル社のマークを登録している。」というコメントのみで、明らかにされていない。両社の争いは1971年に日本での商標裁判でラコステ社が勝訴したのを皮切りに、30年以上も続いている。1983年にはラコステ社がクロコダイル社に和解金150万ドルを支払い、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ、台湾で同社の商品を販売する権利を獲得している。ラコステ社が中国で商標登録したのは1980年のことで、その4年後にシャツの販売を始めている。一方クロコダイル社は1947年にシンガポールで設立されたが、中国進出はラコステ社よりかなり遅く、今日までに中国での商標登録は成立していない。

(2004年4月3日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ商務省副大臣が地元企業の商標登録を奨励～

タイ商務省の Pongsak Ruktapongpaisai 副大臣は、タイの輸出品に付加価値を持たせ、海外での売り上げを伸ばすために商標とブランドの登録は重要な戦略となると語った。これは EU-Asean Intellectual Property Rights Cooperation Programme が開催したセミナー「Brands, Trademarks and Designs: Your Export Strategies」において発言されたもので、同副大臣は地元メーカーがこの提案に従えば、昨年80億ドルだった輸出高が今年は15%アップすることも夢ではないとし、タイのGDPは、輸出が伸びれば現在の3兆2,000億バーツから5年以内に6兆5,000億バーツに達すると期待できると語っている。現在各市場で商標登録を行っているタイのオフィシャルブランドは400件ある。

(2004年3月30日、タイネーション)

～タイで営業秘密に関するセミナーが開催される～

「Trade Secrets Law and Thai Business Development」と題するセミナーがチュラロンコン大学と

Reed Tradex 社により、水曜日開催された。このセミナーにおいて弁護士の Suchart Thammapitagkul 氏は、タイの企業は合弁事業の契約を行う際、技術移転や営業秘密保護よりも投資資本に重きを置きがちで、結果として騙されたり、企業秘密を競合他社や他の商業目的で売られたりして、損失を被ることになると指摘した。これはタイ企業が独自の研究開発計画を持っていないという事実を示唆するものであると同氏は語っている。投資委員会の税制優遇措置により機械類を輸入する際は免税されることが多いため、タイの企業家は研究開発に関心がなく、新しい技術を輸入して低い関税の恩恵を受け、10年から15年間その機械を使用しているというのが現状である。Suchart Thammapitagkul 氏は営業秘密法を利用すれば、食物の製法、技術、プログラム、事実、加工方法などの知的財産と企業秘密の保護が可能であると指摘する。タイ企業は合弁契約において保護が必要な営業秘密を特定化する必要がある、被雇用者に非公開合意書にサインするようにすることにより完全に防御できると語った。同氏によれば現行の営業秘密法の他、現在修正過程にある Data Protection Law が数年以内に施行されることになるということである。

Dr.Sakda Thanitkul, チュラロンコン大学講師は、営業秘密を保護する最善の方法は、雇用者が被雇用者に対し秘密合意及び非競争合意にサインさせることとした。この非競争条項 Pizza Hut と The Pizza Company との事件が示すように論語を呼ぶことになる。国際的フランチャイズ Pizza Hut はタイのフランチャイズである The Pizza Company と非競争合意をしていたが、合意期限が切れる前は、The Pizza Company が Pizza Hut の競争相手だった。しかしながら、タイ企業は元従業員が設立した新企業により多くの競争者を生むことになった。

(2004年4月2日、タイネーション)

～タイ、専門家は食料農業植物遺伝資源に関する条約(ITPGR)批准に否定的～

昨日 National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards 後援による、「Plant Genetic Resources: Sovereign Rights of State under ITPGR」セミナーが公聴会として開催され、政府担当者、弁護士、植物学者、人権問題の専門家や活動家など100名以上が出席した。食料農業植物遺伝資源に関する条約(ITPGR, International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture)を批准した場合、他の署名国がタイの多様な植物や合意によって指定された植物を、遺伝子銀行を通じて利用するのを認めることになる。しかしこれは、食料農業についての植物遺伝資源の保持と持続的利用目的及び、加盟国内での利益共有に限られる。タイでは現在批准の是非について検討中である。これまでに後発発展途上国や発展途上国を中心に、48カ国が同条約を批准しており、64属の植物がリストに挙がっている。アメリカや日本、その他の先進国はこの条約に強く反対している。今回のセミナーでは、条約批准にはプラス効果よりマイナス効果の方が大きい、開発目的だけでなく商業用に利用される可能性もある、資源についてコントロールができなくなるなどと言った否定的な意見が多く聞かれた。

(2004年4月8日、タイネーション)

～タイ製造のDVD、価格は安いですが品質に難点～

タイで販売されている合法DVDには、輸入されたものとライセンスを受けて地元で製造されているものがある。輸入品は輸入ディスクに地元用のパッケージが施されており、パッケージの質は悪いが、ディスクの方は良質である。価格は700～900バーツ程度で、この価格のままでは違法ディスクの台頭は妨げられない。ビデオテープの事例を振り返ると、適正な品質と価格を持つ正規品が海賊版商品に対し競争力を持ち、遂には勝利を収め、法的措置を取る必要性がなかった。綺麗なパッケージと正確な吹き替えや字幕が付いた良質なカセットのビデオは300バーツで売れた。今日ではDVDが199～250バーツで販売されているが、品質はビデオテープと変わりなく、映画の質は二流である。合法DVDの多くはVCDと同程度の品質しかなく、100バーツ以下にディスカウントしてもDVDを買う人は少ないというのが現状である。大手メーカーはDVDを製造する際、フィルムやテレビ映画技術から起こしたダビングデジタルテープを使うことが多く、ひどい場合にはビデオテープをDVDのマスターに使用している場合もある。タイで製造されているDVDは、価格は安くなっているが品質はまだ低い。「zone master」からダビングしたものの中には品質が良いものもあるが、多くはマスターの品質が悪いため、DVDの品質も良くないままである。これはタイで製造されているDVDの90%に言えることで、こういったDVDには1,000バーツする輸入品に付帯しているような特別な機能はない。

(2004年4月16日、タイネーション)

～タイの銀行がローカル企業に対し海外での知的財産権取得のために新基金を設立～

タイ政府銀行 Government Saving Bank の計画によると、海外市場での知的財産権取得を助けるために基金を設立する計画である。さらにGSBは海外市場での投資を視野に入れている。GSB局長である Goanpot Asvinvichit 氏によると、海外での知的財産権取得には小企業にとって膨大な費用がかかり、100万バーツ以上となることもある。もちろんローンは商業化される知的財産権に限り企業を助けることができるし、他の要員である国内市場での成功も審査対象となると語っている。特に良好な企業に対しては、銀行がその企業の操業に必要な資金を供給できる投資パートナーとしても検討できるとしている。(2004年4月20日、バンコクポスト)

～中国の新法により、IntelとBroadcomが中国でのWi-Fiチップの販売中止を決定～

今月、半導体メーカーのIntelとBroadcomが中国でのワイヤレスインターネット及びWi-Fiチップの販売を中止すると発表した。中国の新しい法律の下では、半導体に中国の企業が認可する Wired Authentication and Privacy Infrastructure (Wapi) というセキュリティ技術を組み込まなければならない。この技術は半導体の働きや他のデバイスとの互換性に悪影響を与える可能性があるとしてIntelのスポークスマンは述べている。この法律が施行されれば、アメリカの半導体メーカーは価

値ある知的財産を中国企業と共有することになると、半導体工業会 (Semiconductor Industry Association) の George Scalise 理事長は指摘する。この動きとは逆に、ライバルの Atheros と Texas Instruments は Wapi をフルサポートして販売を進める方針である。中国は 1 兆 4,000 億ドル規模の経済を持ち、GDP の成長率は 10% 近くに及ぶ。昨年、アメリカの対中国輸出は 280 億ドルに及び、中国からアメリカへの輸入は 1,520 億ドルであった。技術産業を巡る米中間の問題はこれだけに留まらない。中国政府は国内で販売される半導体に 17% の付加価値税を課しているが、国内の半導体工場には最大 14% の割戻しがある。今月アメリカはこの税制について WTO に訴えを起こした。また中国は、3G 携帯電話や DVD プレイヤーについて独自の規格を開発している。もしこの規格が広く採用されれば、中国のメーカーは外国企業にライセンス料を払う必要がなくなり、テクノロジー企業は中国のためだけに特別な製品を生産することになる。この他、政府機関に中国以外のソフトウェアを使わせないようにするという動きもある。

(2004 年 3 月 31 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～ 中国が同国は海賊行為の犠牲者であると主張 ～

中国 National Copyright Administration の Wang Ziqiang 広報担当官は昨日、大規模な知的所有権侵害で批判されることの多い同国が実は海賊版 CD の最大の犠牲者であると語った。同氏は、管理の甘い国境地帯から何億枚もの海賊版 CD が流入しそれが国内の販売店に広がり、中国経済に打撃を与え、税収を減らした上に、中国のイメージを悪くしていると述べている。同氏によれば、1996 年からの期間中国税関では合計 3 億枚の海賊版 CD を押収したが、この大部分が外国から来たものだったということである。密輸業者は通常一回に 400 万枚もの CD を貨物船で輸送しており、最近の主な例としては、広東省南部で 477 万枚の密輸ディスクが押収されたというものもあった。Wang Ziqiang 広報担当官は、これら CD は近隣諸国で生産されたものであるとの見方を示しながらも、国名を特定することは避けている。中国は現在、香港税関当局と協力し、CD の密輸撲滅に取り組んでいるということである。同氏は CD が中国国内で生産されたと証明されたケースについても、機材については外国から輸入されていると主張している。1996 年からの期間に中国当局が摘発した 182 ヶ所の生産ラインは、全て外国から来たものだったとし、現時点で中国企業にはそういった生産ラインを作る能力がないと同広報担当官は語っている。

(2004 年 4 月 14 日、タイネーション)

～ 世界中の貧困国へ安価なエイズ治療薬が供給可能に ～

エイズ治療薬を破格に安く提供するという取り決めは、これまで 16 ヶ国に対し 1 年間実施されて来たが、この度対象国が世界中の貧困国 100 ヶ国以上に拡大された。これによって治療を受けられるエイズ患者の数は劇的に増え、来年までに 300 万人の貧しい患者に抗レトロウィルス薬による治療を受けさせるという WHO の目標も達成可能になったという声もある。これについては最貧国に

薬を届けるための公衆衛生インフラの不足を理由に、達成に疑問を投げかける人もいる。しかし、良質な治療薬が安価で提供されるというのは意義ある初めの一步と言える。今後ジェネリック薬品を販売している製薬会社が、富裕国の3分の一から半分程度、安いものでは年間一人当たり200ドル程度で販売することになる。

(2004年4月7日、シンガポールストレイトタイムズ)